

副本

平成31年(ワ)第100号 損害賠償請求事件

原告 片倉一美 ほか31名

被告 国

準備書面(8)

令和3年10月27日

水戸地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

稲	玉	祐
前	川	悠
山	口	友寛
湯	浅	哲史
藤	丸	遼
近	藤	敦哉
森	田	大輔
関	根	八千栄
林		孝博
高	橋	裕
塩	井	直彦
藤	本	雄介
須	藤	純一
大	舩	雅史
瀧	ヶ崎	由一
森	川	卓

関	口		豊
清	水	邦	芳
村	田	和	基
後	藤	祐	也
三	枝	伸	太 郎
高	橋		靖
上	市	貴	之
霞		安	行
藤	枝	達	也
矢	部	隆	幸
工	藤	美	紀 男
青	木	孝	夫
栗	山	広	宣
栗	原		寛
長	内	博	昭

被告は、本書面において、原告らの2021年(令和3年)9月22日付け求釈明申立書に対し、必要な範囲で回答する。

略称等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 原告らの主張

原告らは、上記申立書において、鬼怒川流下能力算定表(乙79。以下「本件算定表」という。)の作成時期が平成16年11月から平成17年3月までの間であることについて、「仮に、平成16年度に作成したことに間違いはないということであれば、それまでの間は、『鬼怒川流下能力算定表(平成13年度測量)』(引用者注・本件算定表(乙79))は存在しないのであるから、被告は、同表記載の流下能力の算定を行わずに(中略)堤防整備を完成させていたことになる」と主張する。

第2 原告らの主張が誤解に基づくものであって理由がないこと

まず、整備概要図2(乙72の3)は、本件訴訟において、平成13年以降の鬼怒川の下流区域における堤防整備について、その概要及び治水安全度との関係等を立証するため、本件訴訟の証拠資料として作成されたものである。

そして、本件算定表(乙79)は、被告の令和3年8月16日付け証拠説明書(8)に記載したとおり、本件訴訟の証拠資料として作成された整備概要図2(乙72の3)の上段(平成13年以降の整備)に記載された「流下能力から算出した治水安全度」について、その算出の基礎となった(平成13年度測量に基づく)流下能力の根拠を示す資料として提出したものであって、被告は、本件算定表が、上記整備概要図2に記載された堤防整備箇所に係る整備に際し、治水安全度の算出の基礎となった流下能力の根拠となっていたことを主張するものではない。

したがって、本件算定表が、平成13年度測量に基づく流下能力について平

成16年度に検討し、平成16年11月から平成17年3月までの間に作成されたことから、被告がその間、流下能力の算定を行わずに堤防整備を完成させたことになる旨の原告らの前記第1の主張は、誤解に基づくものであって理由がない。

なお、被告準備書面(5)14ないし15ページで述べたとおり、被告は、平成13年以降、鬼怒川において、距離標ごとの流下能力に基づく治水安全度を評価した上で、河川管理の諸制約を前提として、洪水による被災履歴、流下能力の状況及び上下流のバランスなどを総合的に勘案し、治水安全度の低い箇所を優先しつつ、いわゆる下流原則に基づき原則として下流から上流に向かって、堤防の整備を行ってきたのであって、そのことは、平成13年度測量に基づく流下能力から算出された治水安全度等を示した整備概要図2(乙72の3)等の関係証拠からも裏付けられている。

以上